

# 社会保険事業状況（平成17年5月現在）

## I. 医療保険

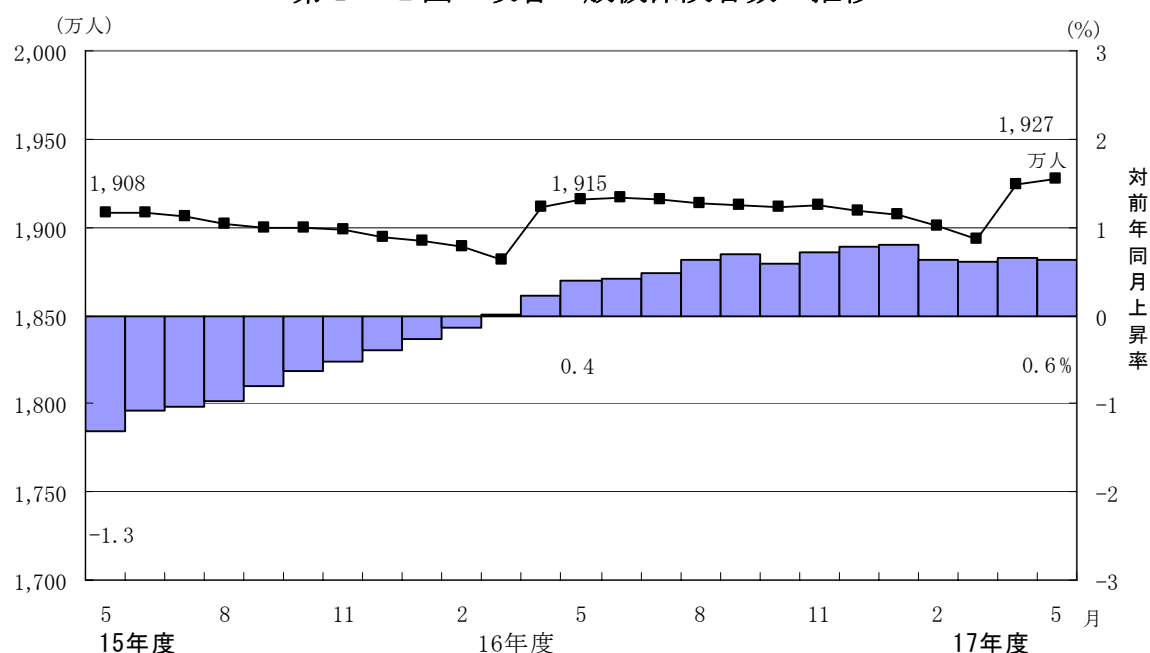
### 1. 総括

#### (1) 適用状況

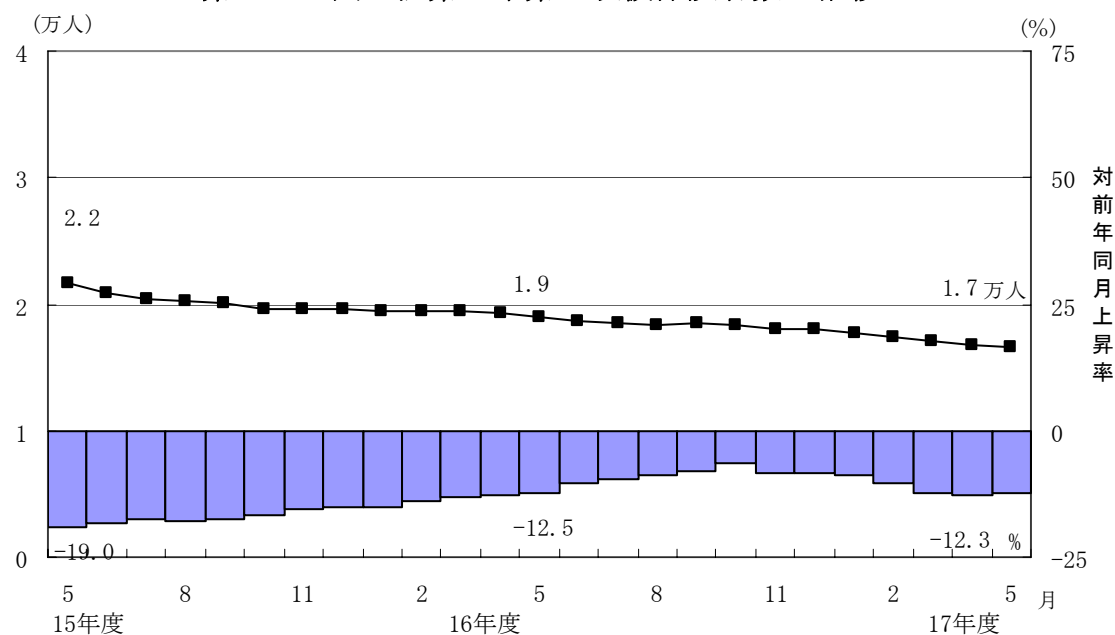
平成17年5月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,927万4千人、法第3条第2項被保険者1万7千人、船員保険6万7千人である。前年同月と比べてみると政管健保は12万人（対前年同月比0.6%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.3%減）、船員保険は2千人（同2.2%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少に転じているが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,479万人（15年3月）、国民健康保険5,029万7千人（15年3月）、共済組合443万4千人（15年3月）となっている。

また、平成17年5月末現在の政管健保適用の事業所数は150万3千（対前年同月比0.8%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.3%減）、17年4月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.7%減）となっている。

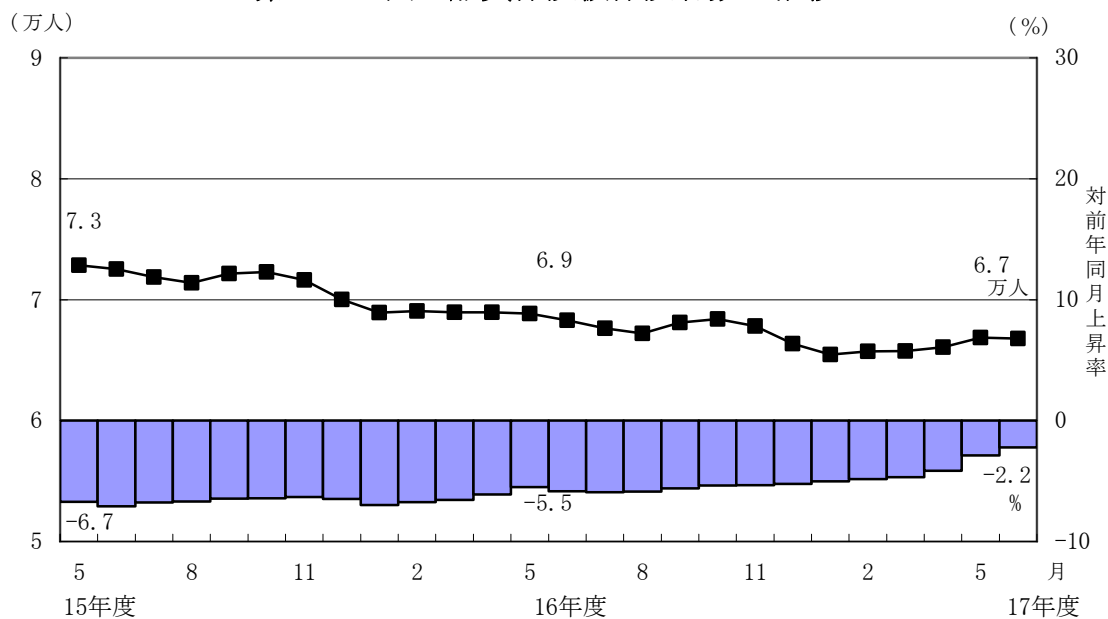
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年5月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,246円(対前年同月0.1%減)となり平成10年10月から減少に転じている。船員保険37万8,714円(同0.6%減)である。また、法第3条第2項被保険者の17年4月末の賃金日額の平均は1万3,188円(同1.4%減)である。

平成17年5月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万か所、法第3条2項被保険者4か所、船員保険の船舶所有者数20か所となっている。被保険者数は、政管健保31万1千人、法第3条2項被保険者13人、船員保険273人となっており、標準賞与額の平均

は、政管健保25万2千円、法第3条第2項被保険者14万1千円、船員保険38万2千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年5月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,274万7千人(対前年同月比0.7%増)、法第3条第2項被保険者1万5千人(同12.3%減)、船員保険7万7千人(同3.3%減)である。

平成17年5月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万5,026円(対前年同月比0.3%減)、船員保険40万4,897円(同0.7%減)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年4月末の賃金日額の前平均は1万3,275円(同3.3%減)である。

## (2) 給付状況

平成17年5月の保険給付費は、政管健保3,229億8千万円(対前年同月比5.4%増)、法第3条第2項被保険者分2億9千万円(同2.2%減)、船員保険20億4千万円(同1.6%増)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円(同4.5%増)、法第3条第2項被保険者2万円(同10.6%増)、船員保険3万1千円(同3.9%増)である。

## (3) 診療費の状況

平成17年5月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,236億2千万円(対前年同月比4.2%増)、法第3条第2項被保険者分2億5千万円(同4.8%減)、船員保険17億1千万円(同2.1%減)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年5月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
政管健保	千件 20,275	千日 38,595	億円 3,236	3.9	1.9	4.2
法第3条第2項	13	32	2	△ 4.9	△ 6.6	△ 5.5
組合健保	16,692	30,143	2,388	4.0	1.6	2.9
船員保険	92	191	17	0.4	△ 2.2	△ 2.1
共済組合	5,444	9,766	771	2.6	0.4	2.3
小 計	42,516	78,728	6,415	3.8	1.6	3.5
国 保	28,941	66,166	6,389	7.5	6.1	8.6
老人保健	21,961	68,118	7,858	△ 1.9	△ 1.2	2.5
合 計	93,418	213,011	20,662	3.5	2.0	4.6

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。  
2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。  
3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成17年5月末現在の被保険者数1,927万4千人のうち、男子の被保険者数は1,206万4千人（対前年同月比0.6%増）、女子は720万9千人（同0.7%増）である。また、任意適用被保険者数は50万7千人（同1.3%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は47万3千人（同9.7%減）で、全体の2.5%である。

平成17年5月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,428円（対前年同月比0.2%減）、女子が21万4,005円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成17年5月末現在の被扶養者数は1,656万8千人で、扶養率は0.860となっている。

### (2) 給付状況

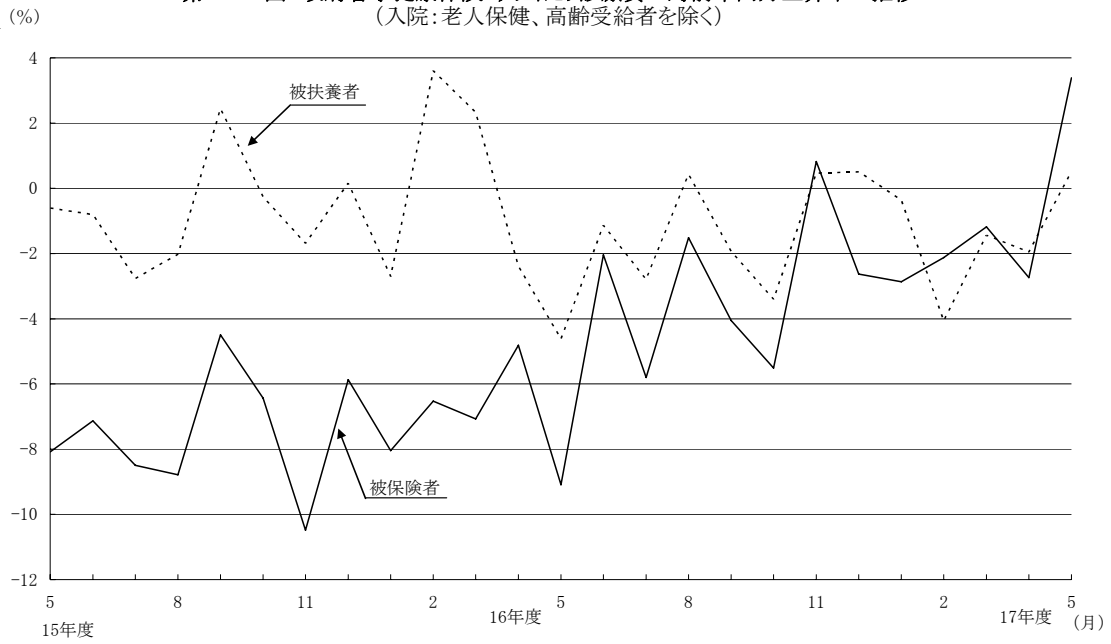
平成17年5月の保険給付費は、3,229億8千万円（対前年同月比5.4%増）となっており、うち、医療給付費は2,961億2千万円（同5.4%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は108億6千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

### (3) 診療費の状況

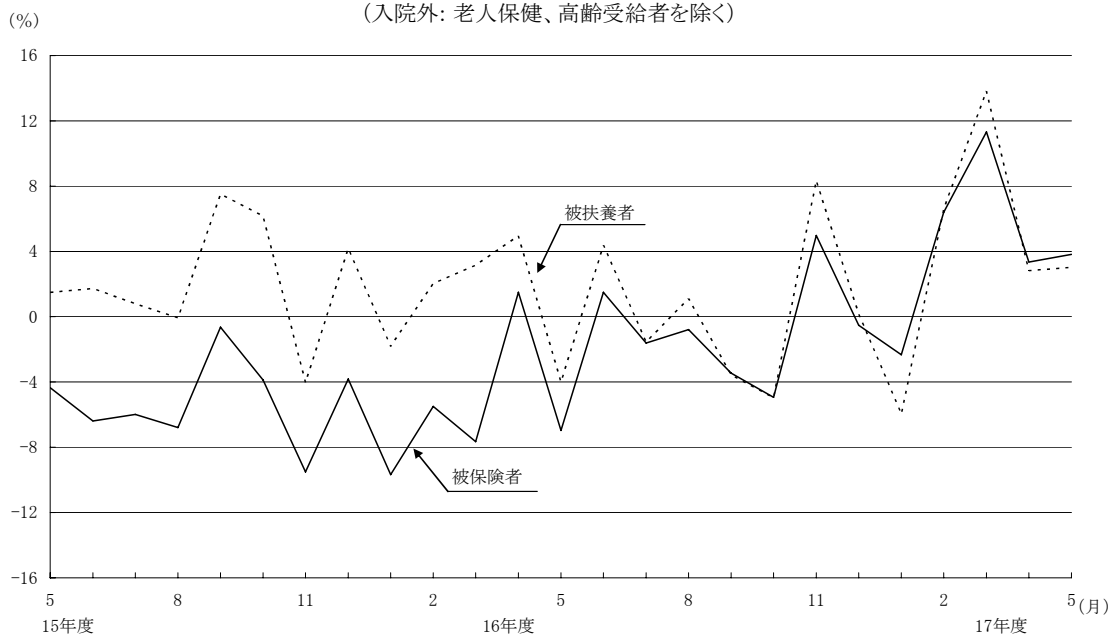
平成17年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,000円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,506円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,680円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が543.08、被扶養者が635.34、高齢受給者が1,383.60であり、1件当たり日数は、被保険者が1.88日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.38日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,809円、被扶養者が7,861円、高齢受給者が9,605円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成17年5月末現在の被保険者数1万7千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.8%減）、女子は4千人（同13.6%減）である。

平成17年5月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.618となっている。

#### (2) 給付状況

平成17年5月の保険給付費は、2億9千万円（対前年同月比2.2%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同3.0%減）で保険給付費の80.6%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の18.4%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成17年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,701円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,319円、高齢受給者の1人当たり診療費は13,324円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が510.39、被扶養者が454.93、高齢受給者が857.79であり、1件当たり日数は、被保険者が2.52日、被扶養者が2.30日、高齢受給者が2.68日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,539円、被扶養者が8,924円、高齢受給者が5,798円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成17年5月末現在の被保険者数6万7千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比1.9%増）、漁船（い）が1千人（同0.4%増）、漁船（ろ）が2万1千人（同4.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同26.9%減）である。

平成17年5月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,554円（対前年同月比1.8%減）、漁船（い）が37万0,899円（同1.1%増）、漁船（ろ）が32万3,910円（同1.0%増）である。平成17年5月末現在の被扶養者数は10万8千人で、扶養率は1.619である。

### (2) 給付状況

平成17年5月の保険給付費は、20億4千万円（対前年同月比1.6%増）となっており、うち、医療給付費は16億6千万円（同0.2%減）で、保険給付費の81.3%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の14.6%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成17年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,049円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,656円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,794円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が491.08、被扶養者が596.51、高齢受給者が1,277.98であり、1件当たり日数は、被保険者が2.21日、被扶養者が1.99日、高齢受給者が2.71日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,182円、被扶養者が8,117円、高齢受給者が10,032円である。